



○長野県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	上條 登	東筑摩郡波田町9880番地3	芽ぐみ野内科胃腸科ク リニック	東筑摩郡波田町9880番地3	平成13年12月31日

厚生課

○長野県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木4丁目8番5号	株式会社コムスン上田住吉ヶアセンター	上田市大字住吉100番地2	平成14年3月1日
	有限会社福寿	小諸市大手1丁目1番8号	訪問介護ステーション福寿	小諸市大手1丁目1番8号	〃
	有限会社こすもす	茅野市宮川5464番地3	介護センターこすもす	茅野市宮川5464番地3	〃
居宅療養管理指導	医療法人芽ぐみ野	東筑摩郡波田町9880番地3	芽ぐみ野内科胃腸科クリニック	東筑摩郡波田町9880番地3	平成14年1月1日
	丸山万尚	松本市深志2丁目6番25号	丸山歯科クリニック	松本市深志2丁目6番25号	平成14年3月1日
通所介護	社会福祉法人別所清明会	上田市大字別所温泉1828番地2	通所介護センターなごやか	上田市大字別所温泉1828番地2	平成14年3月1日
	社会福祉法人綿半野原積善会	飯田市山本6719番地	飯田市西部デイサービスセンター	飯田市三日市場2099番地2	〃

短期入所 生活介護	社会福祉法人別所清明会	上田市大字別所温泉 1828番地2	別所温泉長寿園	上田市大字別所温泉 1828番地2	平成14年3月1日
福祉用具 貸与	有限会社福寿 医療法人柳泉会 有限会社カネネッツ	小諸市大手1丁目1 番8号 小諸市大字諸350番 地 茅野市宮川4450番地 1	福寿福祉用具貸し出し事業所 福祉用具貸与事業所柳橋 有限会社カネネッツ	小諸市甲4282番地6 小諸市大字諸350番 地 茅野市宮川4450番地 1	平成14年3月1日 " "

2 居宅介護支援事業者

名	称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン 有限会社福寿		東京都港区六本木4 丁目8番5号 小諸市大手1丁目1 番8号	株式会社コムスン上田住吉ケアセンター 福寿	上田市大字住吉100 番地2 小諸市大手1丁目1 番8号	平成14年3月1日 "

厚生課

○長野県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

介護老人福祉施設

事業の種類	名称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護老人福祉施設	社会福祉法人別所 清明会	上田市大字別所 温泉1828番地2	別所温泉長寿園	上田市大字別所 温泉1828番地2	上田市大字別所温泉1828番 地2	上田市大字別所温泉1090番 地1	平成13年 11月28日

厚 生 課

○長野県告示第156号

同和対策技能修得事業実施要綱（昭和46年長野県告示第651号）の一部を次のとおり改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

第1中「同和地区出身者」を「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する地域改善対策特定事業が実施された同項の対象地域（第2において「対象地域」という。）の出身者」に改める。

第2第2号中「同和地区出身者」を「対象地域の出身者」に、「の者」を「のもの」に改める。

第7中「基本料金」の次に「の2分の1」を加える。

人権・同和政策課

○長野県告示第157号

認定職業訓練助成事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第305号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

第2第2号中「1億円（小売業）」を「3億円（小売業・飲食店）」に、「1,000万円」を「5,000万円」に、「3,000万円」を「1億円」に、「300人（小売業又はサービス業）」を「300人（小売業・飲食店）」に改め、「50人、卸売業」の次に「又はサービス業」を加え、同第2第6号及び第7号を削る。

第3の表中

2 施設及び設備費補助金	認定職業訓練を行う中小企業事業主団体等又は市町村が職業訓練共同施設（職業訓練法人及び市町村の場合に限る。）及び職業訓練共同設備を設置し、又は整備するに要する経費	3分の2以内
3 建設関連訓練生募集対策費補助金	中小企業事業主等が建設関連訓練科に係る養成訓練を受けようとする者の募集対策を行うに要する経費	2分の1以内

を

2 施設及び設備費補助金	認定職業訓練を行う中小企業事業主団体等又は市町村が職業訓練共同施設（職業訓練法人及び市町村の場合に限る。）及び職業訓練共同設備を設置し、又は整備するに要する経費	3分の2以内
--------------	--	--------

に改める。

第13を削る。

別表を削る。

職業能力開発課

○長野県告示第158号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成元年長野県告示第387号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

第3に次の1号を加える。

- (4) 補助事業により合併処理浄化槽を設置した者に対し、補助事業が完了した後においても当該合併処理浄化槽の維持管理を適正に行うよう指導すること。

廃棄物対策課

○長野県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
松本市神田一丁目886の6
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
松本市神田一丁目886の6
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	長野市若穂綿内字東古屋8016番の口地先から 長野市若穂綿内字東古屋8028番の2地先まで	旧	m 6.4~11.0	km 0.1190
同	上	新	11.6~23.0	0.1190

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	長野市大字茂菅字外茂菅154番の6地先から 長野市大字茂菅字外茂菅60番の5地先まで	旧	m 8.2~10.0	km 0.0995
同	上	新	8.6~41.4	0.0899

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野菅平線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	長野市大字鶴賀字東河原405番の1地先から 長野市大字鶴賀字東河原406番の1地先まで	旧	m 18.0~28.0	km 0.0763
同	上	新	18.0~31.0	0.0763

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 野村上牟礼停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上水内郡牟礼村大字黒川字市楽2115番地先から 上水内郡牟礼村大字黒川字廣瀬1697番地先まで		旧	5.5~11.0	0.6240
同	上	新	9.9~13.9	0.6200

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 牛島綿内停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市若穂綿内字富士宮8107番の2地先から 長野市若穂綿内字富士宮8023番の1地先まで		旧	8.6~10.0	0.0410
同	上	新	15.4~15.4	0.0410

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野豊野線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字徳間字本堂原1070番の2地先から 長野市大字徳間字三丁町1102番の1地先まで		旧	8.4~13.0	0.1800
同	上	新	10.0~15.4	0.1800

道路維持課

○長野県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

長野市若穂綿内字東古屋8016番のロ地先から
長野市若穂綿内字東古屋8028番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

2(1) 路線名 406号

(2) 供用を開始する区間

長野市大字茂菅字外茂菅154番の6地先から
長野市大字茂菅字外茂菅60番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

3(1) 路線名 長野菅平線

(2) 供用を開始する区間

長野市大字鶴賀字東河原405番の1地先から
長野市大字鶴賀字東河原406番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

4(1) 路線名 野村上牟礼停車場線

(2) 供用を開始する区間

上水内郡牟礼村大字黒川字市楽2115番地先から
上水内郡牟礼村大字黒川字廣瀬1697番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

5(1) 路線名 牛島綿内停車場線

(2) 供用を開始する区間

長野市若穂綿内字富士宮8107番の2地先から
長野市若穂綿内字富士宮8023番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

- 6(1) 路線名 長野豊野線
- (2) 供用を開始する区間
長野市大字徳間字本堂原1070番の2地先から
長野市大字徳間字三丁町1102番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年3月14日

道路維持課

○長野県告示第162号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供する。

平成14年3月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 矢出沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成14年3月14日
- 3 廃川敷地等の位置
上田市大字上田字日蔭田1558番12及び1558番13
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 448.16平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

○長野県告示第163号

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部を次のように改正する。

平成14年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「 ” 岡谷駅前支店 岡谷市 」を

「 ” 童画館通支店 岡谷市 」に改める。

会 計 局